

# お知らせ

**危険物取扱者試験、  
予備講習会を開催**

**危険物取扱者試験**

□試験日

▽第一回 四月二十二日(日)

▽第二回 六月三日(日)

□試験の種類 甲種(第二回のみ)・乙種第1～6類・丙種

□試験場所 名城大学太白キャンパス

□受付期間

▽第一回試験

▽第二回試験

【電子申請】三月九日(金)午前九時～十八日(日)午後五時

【書面申請】三月十二日(月)～二十一日(水)

【電子申請】四月二十日(金)午前九時～二十九日(日)午後五時

【書面申請】四月二十三日(月)～五月二日(水)

□試験手数料 甲種五千元、乙種三千元

## 第5次阿久比町総合計画における「参画・協働の行動指針」

- 基本計画第4章・第4節 芸術・文化
- 教育・講座への参加など芸術・文化活動に積極的に参加しましょう。
  - 住民が主体となり、地域の歴史・文化の伝承を図りましょう。
  - 町の歴史を知る活動へ参加しましょう。
  - 町の財産である文化財の保存・保護に協力しましょう。

千四百円、丙種二千七百円

□電子申請申し込み・問い合わせ先 (財)消防試験研究センター

HP <http://www.shoubo-shiken.or.jp>

☎052(962)1503

□書面申請申し込み・問い合わせ先 知多中部広域事務組合消防本部

防課 ☎(21)1491

HP <http://www.cac-net.ne.jp/chitachu/>

□講習日時 四月十一日(水)午前九時半～午後四時半

**危険物取扱者試験予備講習会**

□講習会場 武豊町中央公民館

□講習内容 乙種第4類を対象

□受付期限 三月二十八日(水)

□講習費など 受講料四千元、テキスト代四千元

□申し込み先 (社)愛知県危険物安全協会連合会

▽郵送での申し込みは、消防本部、消防署で申込用紙を入手し、代金を郵便局で振り込んでください。

▽WEBでの申し込みは、ホームページにアクセスし、必要事項を入力してください。

HP <http://www.aiken.jp>

※ 予備講習会申し込み要領が変更となり、消防本部・消防署では申込用紙を配布するのみです。

□問い合わせ先 (社)愛知県危険物安全協会連合会

☎052(961)6623

知多中部広域事務組合消防本部

防課 ☎(21)1491

HP <http://www.cac-net.ne.jp/chitachu/>

## 就学困難な児童・生徒を援助します

子どもを小・中学校へ就学させるのに、経済的な理由でお困りの保護者に対し、学用品費や学校給食費など就学援助を行っています。

□対象者 阿久比町在住で「要保護」「準要保護」に該当する保護者

- 【要保護】 生活保護世帯の方
- 【準要保護】 次のいずれかに該当する方
  - ▽生活保護が停止または廃止された方
  - ▽町民税が非課税または減免された方
  - ▽個人事業税または固定資産税が減免された方
  - ▽国民健康保険税が減免された方
  - ▽国民年金保険料が全額免除された方
  - ▽児童扶養手当が支給された方
  - ▽生活福祉資金の貸し付けを受けた方
  - ▽失業対策事業適格者手帳を持っている方
  - またはハローワーク登録日雇い労働者
  - ▽そのほか経済的な理由でお困りの方で教育委員会が認めた方

□申請・問い合わせ先 学校教育課 ☎(48)1111 (内205) または児童・生徒が通学する学校

□就学援助の内容

項目	対象者	支給内容
学用品費	準要保護の方	学用品費、通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)
新入学児童・生徒学用品費(新入学祝金)	小学1年生の児童または中学1年生の生徒がいる準要保護の方	小・中学校に入学する者が通常必要とする学用品、通学用品の購入費
修学旅行費	小学6年生の児童または中学3年生の生徒がいる要保護・準要保護の方	児童・生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料、記念写真代など
学校給食費	準要保護の方	保護者が学校に払う給食費の全額
医療費	準要保護の方	学校保健安全法施行令第8条に定める疾病(学校病)における自己負担額
校外活動費	小学5年生の児童または中学1・2年生の生徒がいる準要保護の方	校外活動費(宿泊を伴うもの)、キャンプなどに参加するため直接必要な費用